

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年4月13日

名古屋市長 広 沢 一 郎

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮館やまひこ富船店

名古屋市中川区富船町3丁目1番1及び1番2

### 2 変更しようとする事項

#### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻		閉店時刻	
変更前	変更後	変更前	変更後
午前 9時00分	変更なし	午後 9時00分	午後 9時45分

#### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場		駐車可能時間帯	
変更前	変更後	変更前	変更後
駐車場 1	立体駐車場 1階 駐車場 1	午前 8時30分から 午後 9時30分まで	午前 8時30分から 午後10時00分まで

#### (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設		荷さばき可能時間帯	
変更前	変更後	変更前	変更後
荷さばき施設 1	建物南側 荷さば き施設 1	午前 6時00分から 午後 3時00分まで	午前 6時00分から 午後10時00分まで

### 3 変更の日

令和8年5月28日

4 変更しようとする理由

- (1) 2(1) 及び(2) については、顧客の利便性向上のため
- (2) 2(3) については、小売業者の搬入計画に対応するため

5 届出の日

令和 8年 4月 2日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）  
中川区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 8年 4月13日から同年 8月13日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 8年 8月13日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課